

# ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）のご案内（2026年度版）

中野区では、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）を活用し、ベビーシッター利用料の負担を軽減することによって、保護者の復職を支援します。

※ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）とは異なる事業ですのでお間違えのないようご注意ください。

◎利用対象者（お子さんが0歳児～5歳児の保護者で、次の①～③いずれかに該当する方）

- ①待機児童の保護者：保育認定を受け、認可保育所等に入所申込みをした結果、入所保留となりお子さんが待機児童となっている保護者。
- ②育児休業満了者：認可保育所等の0歳児クラスに入所申込みせず（保育認定は必要）、1年間の育児休業を満了した後にお子さんの1歳の誕生日から復職し、復職日の翌年度1歳児クラス（4月入所）への認可保育所等の入所申込みをする保護者。
- ③夜間帯保育を必要とする保護者：保育認定を受けた保護者のうち、父母ともに夜間の時間帯（午後10時から翌朝7時まで）に週に1回以上就労等の理由で保育を必要とする保護者（継続して夜間帯に保育が必要な状況にあることが条件です。）

～注意事項～

1. 本事業の実施期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとなります。
2. 利用にあたっては、2026年度ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用約款を必ずご確認ください。この約款に同意いただくことが、本事業利用の条件となります。
3. 産休・育休中は利用できません。
4. 認証保育所等保護者補助金との併用はできません。
5. 各認定事業者のシッター人員にも限りがあるため、利用希望日時のご利用を確約するものではありません。

◎利用時間・料金等

利用時間：月曜日から土曜日（祝日・休日及び年末年始を除く）の午前7時～午後10時までの内、

保育標準時間認定 ⇒ 1日11時間かつ月220時間が利用上限

保育短時間認定 ⇒ 1日8時間かつ月160時間が利用上限

※夜間帯保育 ⇒ 24時間365日利用可能で月220時間が利用上限

利用料金：1時間当たり税込150円（本事業の専用システムによる助成券を利用した場合）

※利用時間の上限を超えた分の料金と利用料以外の入会金や保険料等は助成対象外です。

【利用料金に対する補助】

- ・交通費補助：ベビーシッターが本事業の利用者宅に通う際の交通費について、月額20,000円を上限に実費相当額を補助する制度があります。申請には、事業者が発行する領収書の写し及び領収金額の内訳がわかる書類が必要です。
- ・負担軽減補助：0～2歳児クラス（課税世帯）児童の助成券利用時にかかる利用料金（1時間当たり150円）について、月額33,000円を上限に補助する制度があります。申請には、事業者が発行する領収書の写し及び領収金額の内訳がわかる書類が必要です。

（裏面もご確認ください）

- ・施設等利用費：施設等利用給付認定を取得し、無償化対象事業者を利用した場合の保育料について、0～2歳児クラス（非課税世帯）の方は月額42,000円、3～5歳児クラスの方は、月額37,000円を上限に補助する制度があります。（国の無償化制度）  
申請に必要な書類は「中野区幼児教育・保育無償化のご案内～現況調査・請求用～（認可外保育施設等向け）」をご確認ください。ただし、在籍している保育所や幼稚園がある場合は対象外となる場合があります。

#### ◎申請から利用までの流れ

①利用希望者は対象者確認申請を電子申請で行うか、「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認申請書」及び添付書類（以下のとおり）を郵送又は子ども総合窓口（中野区役所3階）に提出します。

※育児休業満了者に該当する方は、事前に保育認定申請が必要になります。

#### 【添付書類】

- ・夜間帯保育を必要とする保護者のみ：夜間帯（午後10時から翌朝7時まで）保育を必要とすることが確認できる書類



←電子申請（対象者確認申請）はこちらから

②区は対象者に「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書」を交付します。

→利用者は確認書を提示し、東京都が認定するベビーシッター事業者と契約を締結します。

③利用希望者はベビーシッター利用開始日の10日前（土日祝日、年末年始を除く）までにアカウント発行申請を電子申請（契約書の添付が必要）で行うか、契約書を持参の上、アカウント発行申請書を子ども総合窓口へ提出します。（郵送ではお受けできません）



←電子申請（アカウント発行申請）はこちらから

→区は確認後、アカウント発行申請書を東京都に送付します。

④東京都は（公）全国保育サービス協会（委託事業者）を通じて、助成券発行のためのアカウントを利用希望者に送付します。

⑤助成券を利用し割引料金でベビーシッターを利用できます。

（※育児休業中は利用できないため、必ず復職してからご利用ください。また、復職後は速やかに復職証明書を中野区にご提出ください。）



←電子申請（復職証明書の提出）はこちらから

#### 【お問合せ先】

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係 電話：03-3228-5681（直通）